

ご存知ですか？

# 国民年金保険料 免除制度

## 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎(40)5556  
栃木年金事務所  
☎0282(22)6074、4134

経済的な理由等で、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除、若年者納付猶予及び一部納付に分かれますので、窓口でご相談ください。

### 全額免除制度

申請者ご本人と配偶者及び世帯主の方の前年所得が基準の範囲内である場合、保険料の全額（平成27年度・月額15,590円）が免除されます。全額免除された期間は、保険料を全額納付したときを1とすると、年金受給額が1/2として計算されます。

### 若年者納付猶予制度

30歳未満の方（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が基準の範囲内（全額免除の所得基準と同じ）である場合、保険料の納付が猶予されます。納付猶予された期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されませんが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

### ●全額免除、若年者納付猶予となる所得の「めやす」

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
 $(\text{扶養親族の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$   
 ※平成26年7月から平成27年6月分の申請については前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

### 一部納付（一部免除）制度

◎保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は以下のとおりです。

- 4分の1納付（3,900円）  
→年金額5/8
  - 半額納付（7,800円）  
→年金額6/8
  - 4分の3納付（11,690円）  
→年金額7/8
- ※上記納付額は平成27年度納付額

### 一部納付となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付  
→78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額納付  
→118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の3納付  
→158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※平成26年7月から平成27年6月分の申請については、前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

※一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の「一部免除が無効（未納と同じ）」となります。その場合、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる可能性がありますのでご注意ください。